

第三次

本宮市子ども読書活動推進計画



読書の街もとみやキャラクター
「モトム（本夢）くん」

令和元年 7 月
本宮市教育委員会

はじめに

平成12年の「子ども読書年」を契機に、子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。このことを踏まえ本市におきましても読書活動推進計画を策定してきたところです。



社会環境等は時代と共に常に変化しています。

今では、複数の学校図書館と市の図書館とをネットワーク化し、図書情報等を共有することは日常化しています。ところで、情報技術の進展によりタブレットPCや携帯端末等で電子書籍を読むことなどが可能です。これらの機器では動画や様々な最新の情報を得ることができ、残念ながら若年層を中心に読書離れにつながっているように思います。しかし、変化の激しい現代社会にあっても、法律に示されている読書活動の本質は、いつの時代にあっても普遍的なものであると考えます。その変化などに対応するため、本市では子ども読書活動推進計画を数次に渡り改訂を重ねてきました。また、教育委員会では令和元年度を初年度とし、令和5年度までの5年間を計画期間とする「第2期本宮市教育振興基本計画」を策定いたしました。施策の基本方針の一つとして「本と友だちになれるまち もとみや」を掲げております。この基本方針では、生涯学習の視点から子どもから大人に至るまで多世代の読書活動を奨励しております。読書活動をより活性化させるための拠り所が「第三次本宮市子ども読書活動推進計画」です。本市の子どもたちが読書によって夢の扉に接し、創造性を豊かなものとするなど人生をより深く、生きる力を身に付けていくことができることを期待しております。

結びに、本計画の策定に当たり、本宮市図書館協議会の委員の方々をはじめとして、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様方に感謝申し上げ挨拶いたします。

令和 元 年 7 月

本宮市教育委員会 教育長 青 田 誠

第三次本宮市子ども読書活動推進計画目次

はじめに

第1章 第三次本宮市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定のこれまでの歴史と背景	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3

第2章 第二次本宮市子ども読書活動推進計画の検証

1. 第二次計画の基本方針	4
2. 本宮市の子どもの読書における課題	5
3. 本宮市の家庭での子どもの読書の課題	6
4. 公共図書館・公民館図書室の子どもの読書活動の現状と課題	9
5. 学校図書館等の現状と課題	10
6. 第二次計画の実施状況及び実績	11
7. 子ども読書活動に係る情勢の変化	14
8. 第三次計画に引き継ぐ事業	15

第3章 第三次子ども読書活動推進計画の基本方針と取組

1. 基本方針	18
2. 基本方針の取組	18
基本方針1 子ども発達段階に応じた取組による読書習慣の形成	18
(1) 読書環境の整備	18
(2) 子どもへの十分な図書の提供	19
(3) 発達段階に応じた読書活動の支援計画づくり	19
(4) 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり	19

基本方針2 家庭・学校・地域等の社会全体での取組の推進	20
(1) 家庭における子どもの読書活動推進	20
(2) 学校等における子どもの読書活動の推進	20
(3) 地域における子ども読書活動の推進	21
(4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制	21
基本方針3 子どもの読書活動を支える人材育成と活用	21
(1) 専門職員体制の充実	21
(2) 学校司書の配置と学校図書館の充実	22
(3) 読書ボランティアの支援・連携	22

第4章 施策の展開

1. 家庭での取組	24
2. 学校等での取組	25
3. 地域での取組	27
4. 第三次計画の数値目標	29

第5章 推進体制

1. 読書活動推進に係る基本的な考え方	30
2. 読書活動推進に係る体制図	31

【用語解説】	32
--------	----



第1章 第三次本宮市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

子どもの読書活動については、平成13年に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）第2条に、「『子どもの読書活動』は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」と規定されています。

人間は社会的な動物であり、社会に適応していくためには、コミュニケーションの手段としてのことばを獲得していく必要があります。ことばは、身近な大人からの語りかけや関わりから始まり、そのことばを模倣し、獲得していきます。ことばを操ることによってコミュニケーションを図り、ことばによって思考力も育ちます。「子どもの読書」は、子どもたちが人間関係の基礎を作るために必要な「ことばの力」を育むためにも大切なものです。

本宮市は、子どもたちが自ら読書を楽しむ機会を提供するとともに、そのためのさまざまな設備、施設、環境の整備・充実をより一層図ることを目的として、「第三次本宮市子ども読書活動推進計画」を策定します。

この計画における「子どもの読書活動」とは、一人読みのできる自主的な「読書」だけでなく、子どもがことばに親しむことのできるさまざまな活動（読み聞かせ、紙芝居、わらべうた、ストーリーテリングなど）や子ども自身^{※1}が読書や図書に親しむ活動（ブックトーク^{※2}、アニメーション^{※3}、読書会、手作り絵本作り、読書感想文・読書感想画の作成など）も含めた包括的な活動とします。そしてこれらの活動は、子どもの読書の基盤を作るうえでの大切な要素であることを踏まえ、子どもを取り巻くさまざまな環境としての家庭、地域、学校において総合的に推進することとします。

また、「子どもの読書」は、まず喜び・楽しみとしての読書活動であることが最も大切なことです。それは、喜びや楽しみが子どもの自主的な読書活動を促していくからです。子どもが自主的な読書活動で得る喜び・楽しみは、子どもの内面的な成長を助けるとともに人間形成に大きな影響を与えます。こうした自主的な子どもの読書を推進することは、次世代を担う心豊かで創造性あふれる人材を育成する上で、最も重要なものであるといえます。

2. 計画策定のこれまでの歴史と背景

近年、社会全体で子どもの読書や学習をめぐる問題が取り沙汰されて、子どもの読書を推進するためのさまざまな法律や政府の計画が示されています。

国においては、平成12年の「子ども読書年」を契機に、平成13年の「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定と、平成14年の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定により、子どもの読書活動について基本的な方向性が示されました。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画が定められ、その都度全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念としてきました。現在は、平成30年4月に第四次基本計画が策定され、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにしています。

福島県においては、平成16年3月に「福島県子ども読書推進計画（第一次計画）」を策定し、その後、平成22年3月には第二次計画を定めました。現在は、平成27年2月に策定した第三次計画に基づき、福島のすべての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進しています。

本市においては、旧本宮町において、平成17年4月に「本宮町子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動の推進を図ってきました。

平成19年1月の本宮市誕生以来、同年10月より公共図書館・中央公民館図書室の図書システム統合を行い、利用者サービスの利便性向上に努めてきました。このような背景のもと、子どもたちの読書活動をより一層活性化させるため、平成20年3月に「第一次本宮市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」）を策定しました。

その後、平成26年3月には、「第一次計画」の課題を検証し、その後の5か年計画である「第二次本宮市子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」）を策定し、家庭、地域、学校が連携して、積極的に子どもの読書活動の環境を整え、総合的な施策の推進に取り組んできました。

特に「第二次計画」においては、学校図書館の充実・活性化を目指し、学校司書^{※4}の配置と図書館・学校図書館のネットワークの充実を目指して取り組んできました。

3. 計画の位置づけ

本宮市第2次総合計画の本市の目指す都市の将来像は「『笑顔』あふれる『人』と『地域』が輝くまち もとみや」であり、実現に向けた基本目標1に「人を育み 地域を創る 未来へ夢ふくらむまち」を定め、施策の大綱の分野1「子育て・教育」基本施策3「生涯学習」において、「読書活動の推進」を施策の柱として位置づけ、前期基本計画において、図書館等の良好な環境の整備と図書・資料やサービス等の充実を図りながら、読書活動の推進を図ることとしています。

また、本宮市教育振興基本計画（第2期計画 令和元年度～令和5年度）では基本理念に「笑顔あふれる共育のまち もとみや～夢・生きがいを持ち、共に育み、共に育つ教育を目指して」4つの基本目標を掲げています。その中の「Ⅲ 生涯学習」においては「未来を創造し、生きがいにつながる生涯学習への支援」を目標とし、「施策3『本とともだちになれるまち もとみや』を目指した活動の推進」を中心としながら、その他幼児教育、学校教育の施策においても子どもの育ちに応じた読書活動推進の重要性と必要性が横断的に位置づけられています。

第三次本宮市子ども読書活動推進計画は、上記に述べた本宮市第2次総合計画の基本目標と本宮市教育振興基本計画（第2期計画）の基本目標の実現を目指すため、分野ごとの個別計画として策定するものです。

4. 計画の期間

本計画実施期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。

なお、期間内においても上位計画の改定等に対応するとともに、本市の教育課題及び図書事業課題に迅速に対応するため、必要に応じ見直しを図ることとします。



第2章 第二次本宮市子ども読書活動推進計画の検証

1. 第二次計画の基本方針

第二次計画では、子ども読書活動における計画推進のための基本方針を次のとおり設定しました。

基本方針1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

基本方針2 家庭・学校等・地域を通じた社会全体での取組の推進

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

そして、3つの基本方針の実現に向けて以下の包括的方策を策定しました。

基本方針1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

- (1) 読書環境の整備
- (2) 子どもへの十分な図書を提供
- (3) 発達段階にそった読書活動の支援計画づくり
- (4) 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

基本方針2 家庭・学校等・地域を通じた社会全体での取組の推進

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進
- (4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用のために必要な方策

- (1) 専門職員体制の充実
- (2) 学校司書^{※4}の配置と学校図書館の充実
- (3) 読書ボランティアの支援・連携

2. 本宮市の子どもの読書における課題

本宮市内の小・中学生に対して行った全国的調査「読書に関する調査」（平成 29 年 11 月実施）によると、1 か月の読書冊数は、小学生が平均約 9.2 冊、中学生が平均約 3.2 冊となっています。本市は県平均と比較し、小学生が 2.4 冊少なく、中学生は 0.5 冊多くなっています。この調査から特に小学生からの読書習慣と読書意欲の形成が課題といえます。

同調査の不読率（1 か月 1 冊も本を読まなかった割合）については、県平均と比較し、小学生で 0.3 ポイント、中学生で 10.8 ポイント少なくなっていますので、本市では、まったく本を読まない子どもは少ないと言えます。

1か月の読書冊数			1か月の不読率		
(H29調査)	本宮市	県平均	(H29調査)	本宮市	県平均
小学生	9.2冊	11.6冊	小学生	0.9%	1.2%
中学生	3.2冊	2.7冊	中学生	1.7%	12.5%

調査の結果、読書冊数や不読者については、学校により大きな開きがありますが、全体的な底上げを図っていくためには、統一的な読書指導のあり方や読書活動の推進について、学校向けの指針の作成が必要と思われます。

さらに、児童・生徒が読書をしたきっかけで最も多かったのは、小学生が「学校の図書館で見つけた」、中学生は「本屋で見つけた」でした。

読書のきっかけ・入手方法は、小学生では学校図書館が最も多く、小学生にとって本に親しむために最も身近な施設が学校図書館であることがわかりました。

子どもの読書活動の活性化のためには、子どもたちが身近に本に親しめる学校図書館を中心とした環境の充実を図ることが重要であり、今後の課題となります。

一方、読みたい本を「公共図書館で見つけた」や「公共図書館を利用した」小・中学生が少ないことが明らかになりました。このことから、公共図書館においては学校図書館を支援する一方で、公共図書館に来館できない子どもたちに公共図書館の蔵書を利用してもらう体制の見直しが必要で、今後の課題となります。

読書をしたきっかけ			
(H29調査)	本宮市	県平均	
小学生	57.0%	55.7%	学校の図書館で見つけた
中学生	53.9%	53.9%	本屋で見つけた

(H29調査)	読みたい本を図書館で見つけた	公共図書館を利用した
小学生	7.9%	9.6%
中学生	2.3%	2.7%

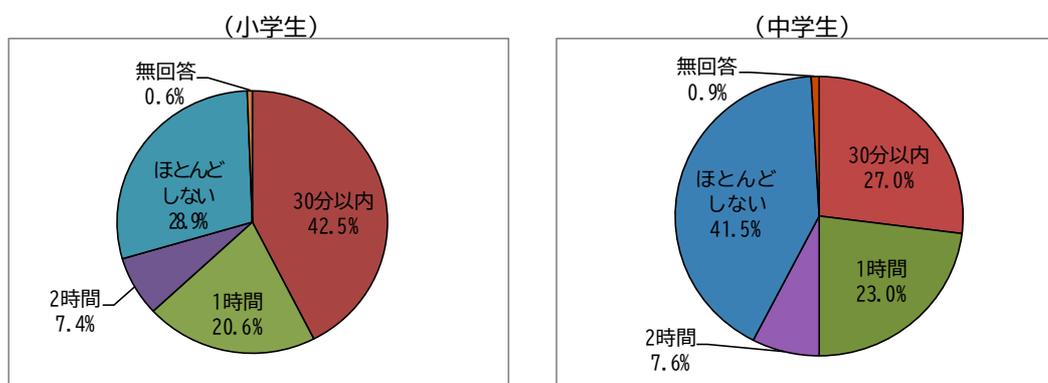
3. 本宮市の家庭での子どもの読書の課題

本宮市として独自に実施している「読書に関する調査（本宮市付帯調査）」（平成26年度より毎年11月～12月に実施）においては、主に家庭での子どもの読書活動についての状況調査を行っています。

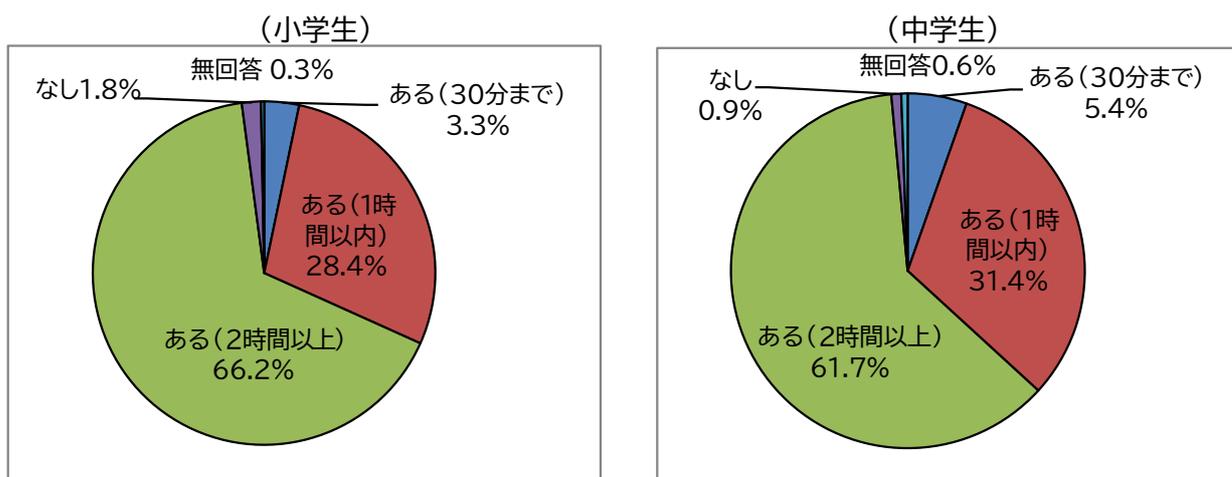
平成30年度の読書に関する調査では、本宮市の子ども家庭での読書時間は、小学生が1日平均30分以内42.5%、1時間以内20.6%、中学生が30分以内27.0%、1時間以内23.0%で、小学生の6割以上が1日平均1時間以内、中学生では約半数が1時間以内となっています。

平成26年度の調査と比較すると、読書の時間が1時間以内の子どもは、小学生で2.2ポイント減少し、中学生で1.6ポイント減少しました。

①家庭での読書時間(平成30年度調査)



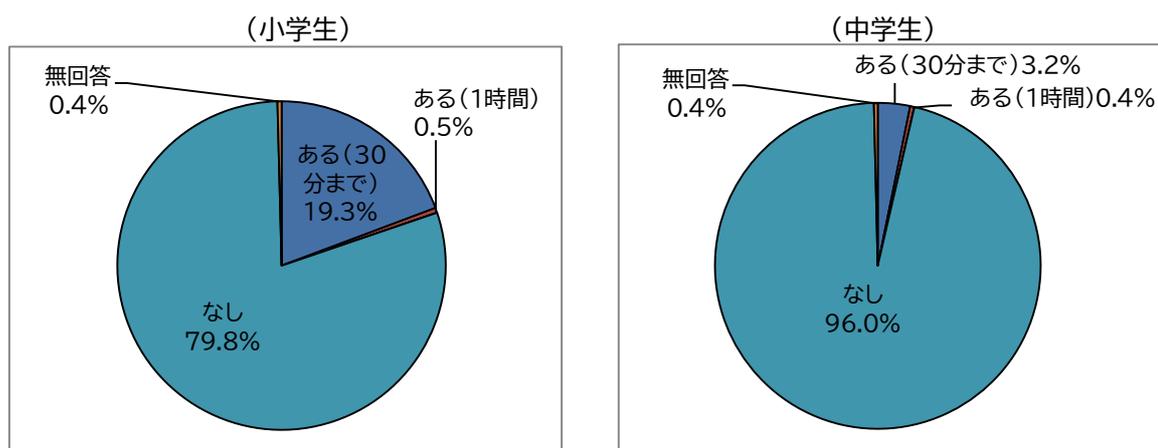
②家庭でのテレビ・ゲーム時間(平成30年度調査)



また、家庭での読書時間が「ほとんどない」と回答した割合は、小学生が28.9%で、中学生が41.5%となっており、平成26年度の調査との比較では、小学生で1.4ポイントの増加、中学生でも1.4ポイントの増加となりました。

家庭で子どもたちは、どのようなことに多くの時間を費やしているかの調査では、1日平均の「家庭でのテレビ・ゲーム時間」は、2時間以上が最も多く、小学生は66.2%、中学生は61.7%となりました。実に6割以上の子どもたちが日々メディアに多くの時間を費やしており、家庭でのテレビ・ゲームの時間は、平成27年度の調査と比較し、小学生では5.7ポイント増、中学生では1.0%ポイント減となり、特に小学生でメディア接触時間が長くなっています。

③「読書タイム」の有無(平成30年度調査)

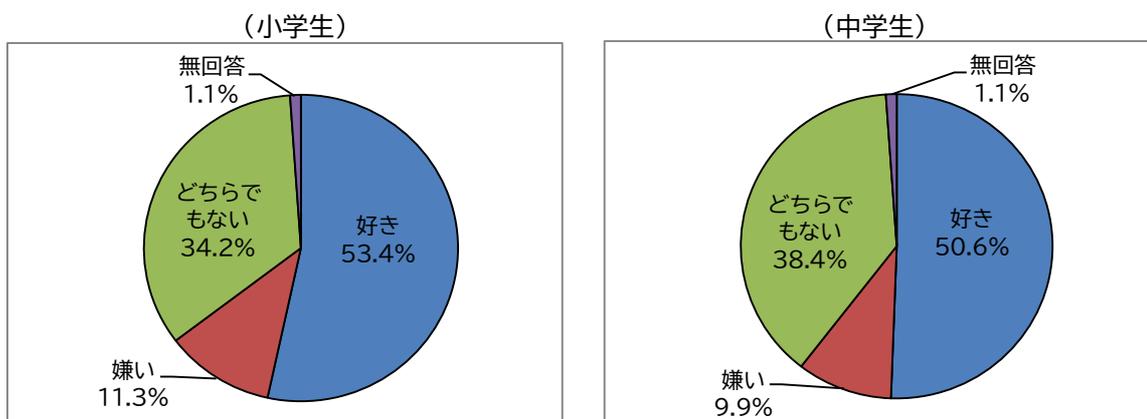


また、「読書が好きか」という項目では、平成26年度調査と比較すると、「好き」と回答した小学生は0.5ポイント減少、中学生は0.3ポイント減少しています。

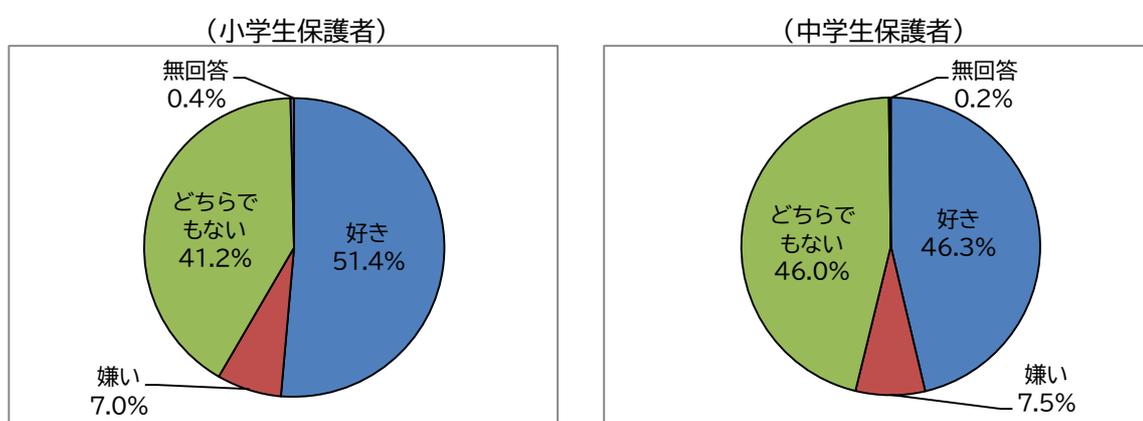
一方で、好きでも嫌いでも「どちらでもない」と回答した割合は、小学生が34.2%、中学生が38.4%となっており、この中間層に対して読書への関心・興味をもたせて読書

を好きになってもらうことが課題となります。

④読書が好きか(平成30年度調査)



⑤読書が好きか(平成30年度調査)



保護者の子どもの読書への関心をみる項目「子どもに読書をするようになってほしいか」では、小学生の保護者の94.0%、中学生の保護者91.4%が「読書をするようになってほしい」と回答しています。

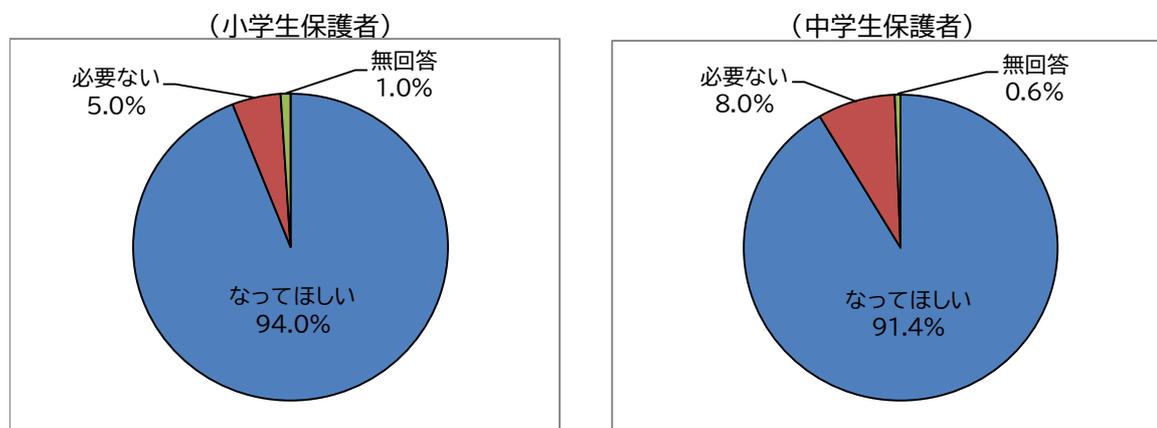
こうした保護者の意向に反し、家庭で「読書タイム」を設けて読書を家族で行っている割合は、小学生が19.8%、中学生が3.6%となっています。

また、平成29年度に市内の小・中学生全員に配布した安達地区読書活動推進委員会製作の「家族読書(おススメ図書100選)パンフレット」を活用したのは全体で22.3%、パンフレットの本を読んだ家庭は全体で21.5%に留まりました。

こうした結果から、本宮市の子どもたちが本を好きになり、自ら家庭での自由な時間に読書をするためには、家庭で保護者と絵本を読んだり、本について語り合う「読書タイム」を意識的に設定したり、家庭でどのような本をそろえたり(借りたり)するように家庭での読書を促進させる働きかけや環境整備が必要であることがわかりました。

また、保護者に対しても読書の重要性を認識してもらい、どのように家庭で子どもたちに読書を勧めていくのかといった、アプローチの方法やノウハウについて、伝えていく機会が必要かつ重要であることが、これらの調査で明らかになりました。

⑥読書するようになってほしいか(平成30年度調査)



4. 公共図書館、公民館図書室の子どもの読書活動の現状と課題

公共図書館、公民館図書室での貸出人数は、平成29年度が総数23,554人で内6歳以下の利用が最も多く3,693人でした。貸し出し冊数は総数107,630冊で、そのうち児童書の貸し出し数が73,271冊で、草加市出数の約68%を占めています。

公共図書館では、子どもへの「読書」への誘い及び保護者への読み聞かせの啓発のため、毎月定期的に「おはなし会」を開催しています。平成29年度は、公共図書館で合計23回のおはなし会を開催し、704人の子どもとその保護者が参加しました。

こうした「おはなし会」の開催には、図書館司書だけでなく、「おはなしボランティア」や「読書ボランティア」の協力が不可欠ですが、近年そのボランティアの高齢化、就業などにより、担い手が減少しているのが現状です。今後の人材の発掘及び養成が、これからの大きな課題になっていきます。

一方で、専門職としての司書のあり方や職務の内容の見直しなども図り、司書が職業集団として、その力が発揮できるような体制づくりや研修などが不可欠になります。また、本宮市には公共図書館と公民館図書室があり、その2つの窓口で児童サービス^{※5}を行っていますが、それぞれ独立しているものではなく、組織として一体となった児童サービスを考えていく必要があります。相互の資料の行き来だけでなく、職員やスタッフが双方を補完しあいながら、どちらでも同様の児童サービスを提供する必要があります。

さらに、公共図書館・公民館図書室の利用促進事業を展開するためには、絵本・児童書を中心とした図書館資料の内容と量を充実させる必要があります。また、公共図書館・公民館図書室を利用するためには、多くの場合、車などの交通手段がなければ子どもは一人では来館できません。そのため、子どもに対してだけでなく、保護者をはじめとした子どもを取り巻く大人に、公共図書館・公民館図書室が子どもの読書活動を推進する重要な施設であることを理解し、積極的に利用できる環境づくりと広報・啓発活動が必要となります。

また、直接来館できない子ども（大人も含めて）や障害のある子どもや外国人の子どもなどに対して、どのように等しく本や読書の機会を提供していくかその体制づくりも今後の大きな課題といえます。

図書貸出数の推移		(単位:冊)			
年度	25	26	27	28	29
しらさわ夢図書館	61,160	70,635	71,975	74,164	74,526
中央公民館図書室	24,086	24,669	24,972	25,912	25,916
移動図書館車	6,307	7,246	6,982	6,676	7,188
合計	91,553	102,550	103,929	106,752	107,630

5. 学校図書館等の現状と課題

第二次計画に基づき、平成26年4月から学校図書館に学校司書^{※4}が配置され、現在は2名の学校司書が7小学校と3中学校の学校図書館を担当しています。

この学校司書の配置により、市内小中学校の図書貸出合計数は、学校司書配置以前の平成25年度の29,386冊から平成29年度の36,315冊へと大幅に増加しました。しかし、学校により学校図書館の開館時間や貸出可能図書数に違いがあるため、学校ごとに貸出数が大きく異なります。貸出数が多いところでは、児童・生徒一人当たり年間33冊で、最も少ないところでは2冊という差があります。

また、公共図書館と学校図書館のネットワーク化により、それぞれの蔵書が検索でき予約や貸出のできる体制になりましたが、現在は公共図書館から学校図書館への貸出が主であり、学校図書館相互の資料を貸借するためにも人的体制や物流体制を整える必要があります。さらに、学校図書館の運営主体である学校長や司書教諭の意識の差や考え方が学校図書館の活性化に直接大きな影響を与えることから、学校図書館経営に関する研修会などへの積極的な参加を促し、さらなる学校図書館運営の向上が求められます。

6. 第二次計画の実施状況及び実績

第二次計画の基本方針ごとの主な取組状況は、次のとおりです。

基本方針 1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

①家庭での取組

- ・パパママ教室、プレブックスタート^{※7}（4か月児健診）、ブックスタート^{※8}（10か月児健診）、ブックスタート・プラス^{※9}（1歳6か月児検診、3歳児健診）などで提供された絵本、資料を通じて家庭での読書活動（読み聞かせ）の活性化

※ブックスタートの実績（ブックスタートアンケート結果より）

10か月児をもつ保護者アンケートの結果より「毎日読み聞かせしている」は平成23年度の78%から平成29年度では85%に7ポイント増加しています。10か月児健診でブックスタートパック（絵本とバック）の配布後の1歳6か月児健診の際には「毎日読み聞かせをしている」割合は、平成23年度は96%（同年比18ポイント増）、平成29年度では98%（同年比18ポイント増）となり、ブックスタート事業等の成果が着実に現れています。

- ・「安達地区読書活動推進委員会」の設立（平成28年度）、委員会による『家族読書の提唱及び「家族読書（おススメ図書100選）パンフレット」製作と配布（平成29年度）
- ・出前講座を活用した育児サークルへの出張おはなし会^{※10}
- ・団体貸出「やすらぎ文庫」による児童館や放課後児童クラブなどへの団体貸出

②地域での取組

- ・図書館による児童向け図書等の充実
- ・県立図書館からの支援借受け
- ・図書館、図書室、移動図書館^{※11}による児童図書貸出
- ・図書館でのおはなし会開催
- ・テーマ別児童図書展示企画
- ・読書感想文・感想画コンクールへの参加

③学校での取組

- ・団体貸出「ドリーム文庫」^{※12}による貸出
- ・出張おはなし会の開催
- ・「家族読書」オススメ本の購入・配架
- ・出張講座「絵本・子どもの本に関するお話」（保護者、教員双方対象）の開催
- ・アニメーション^{※3}、ブックトーク^{※2}の開催
- ・保育所・幼稚園・学校図書担当者会議の開催
- ・朝の読書時間でのボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング^{※1}の実施
- ・学校司書によるレファレンス受付^{※4}、資料提供^{※13}
- ・学校図書館ネットワークシステム^{※14}の活用
- ・スクールeネット^{※15}による読書活動情報の発信



ブックトーク

基本方針 2 家庭・学校等・地域を通じた社会全体での取組の推進

①家庭での取組

- ・広報を通じての新着情報提供、オススメ図書リストの作成や読書週間期間における啓蒙チラシの作成、配布
- ・家庭教育学級などでの絵本講座の開催
- ・おはなし会開催のチラシ作成配布、広報・防災無線での周知活動
- ・本宮市子ども読書フォーラム（年1回）の開催

②地域での取組

- ・教職員向け研修会、図書館主催の研修会への教職員への案内
- ・推薦図書、児童図書受賞作品の資料の収集・展示
- ・児童書・絵本の展示企画の実施
- ・読書活動支援ボランティアへの研修会の開催
- ・依頼された施設への読書活動支援ボランティアの派遣

③学校での取組

- ・学校の教育課程における公共図書館の蔵書活用
- ・保護者会等における絵本の読みきかせをテーマにした講座の開催
- ・団体貸出「ドリーム文庫」^{※12}や移動図書館車^{※11}の活用
- ・司書教諭^{※6}と学校司書の連携
- ・教職員対象の学校図書館ネットワークサービス利用案内の実施



ドリーム文庫

基本方針 3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用のために必要な方策

①家庭での取組

- ・保護者会や家庭教育学級における絵本の講座へ司書を講師として派遣
- ・図書館主催の絵本講座などへの案内

②地域での取組

- ・読書活動支援ボランティア養成講座の開催
- ・読書活動支援ボランティアの登録、研修会の開催
- ・司書の専門研修会への派遣
- ・保護者向け絵本の選び方講座の開催
- ・学校司書、司書教諭からの業務相談受付、助言やアドバイスの提供

③学校での取組

- ・教職員へ読書活動推進研修会等への参加案内
- ・保護者会での読み聞かせや読書への啓蒙活動
- ・学校司書の専門研修会への派遣
- ・読書活動ボランティアの受入れ

7. 子どもの読書活動に係る情勢の変化

①学校図書館法の改正（平成 26 年 7 月）

平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 93 号。以下「改正法」）が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに学校司書への研修等の実施について規定されました。

②学習指導要領の改訂等（平成 29 年 3 月）

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日）においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上と読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領が改訂され、平成 29 年 3 月 31 日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、言語能力の育成を図るために、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用し、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

③情報通信手段の普及・多様化

近年の情報通信手段の普及が、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があるといわれています。また、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等情報通信手段（コミュニケーションツール）の多様化も最近の特徴といえます。

④第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定（平成 30 年 4 月）

国においては、第三次計画を検証した、第四次計画を策定しました。計画改正の主なポイントは以下のとおりです。

- (1) 読書習慣の形成にむけて、発達段階（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）ごとの効果的な取組みを推進
- (2) 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組みを充実
- (3) 情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析

8. 第三次計画に引き継ぐ事業

第二次計画の事業のうち、次の事業は第三次計画に引き継ぐものとなりました。

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

①家庭での取組

- ・家庭での読み聞かせの推進
- ・ブックスタート^{※8}などを通じて家庭内で本に触れられる環境づくり
- ・身近な図書館の利活用の広報
- ・家庭内での読書（家族読書）の実践

②地域での取組

- ・良質な本を確保・提供するための児童図書購入費の確保
- ・発達段階に沿った読書支援計画の策定、実施
- ・発達段階に合わせた各種おはなし会、読書教室の開催
- ・図書館体験、図書館司書体験の実施
- ・移動図書館体験^{※11}の実施
- ・「読書の街もとみや」キャラクター^{※16}の活用
- ・保護者向け子どもの読書フォーラムの企画・開催
- ・生涯学習事業での子どもの読書に関する啓蒙活動
- ・妊婦検診、乳幼児健診などにおけるブックスタート^{※6}等の開催
- ・出前おはなし会等の開催

③学校等での取組

- ・教育・保育現場における絵本、紙芝居等の積極的活用
- ・園内、所内の絵本コーナーの充実
- ・出張おはなし会^{※10}の開催
- ・「家族読書」の広報・啓発
- ・保護者向け読み聞かせ講座の開催
- ・保育士・幼稚園教諭対象の絵本講座の開催
- ・子どもの成長段階に応じた読書指導計画の策定、実施
- ・ブックトーク^{※2}、ストーリーテリング^{※1}などの実施
- ・朝の読書活動の推進
- ・司書教諭研修会^{※6}への参加

基本方針2 家庭・地域・学校等を通じた社会全体での取組の推進

①家庭での取組

- ・ 公共図書館、公民館図書室からの本についての情報提供
- ・ おはなし会など図書館事業の広報
- ・ 読書フォーラムへの参加

②地域での取組

- ・ 保育士、幼稚園教諭、司書教諭等への研修会の企画・実施
- ・ 各種推薦図書、児童図書賞受賞作品等の情報提供
- ・ 企画展関連図書の展示
- ・ おはなしボランティアや読書活動団体との連絡・連携の強化
- ・ 図書館推薦図書リストの作成・配布
- ・ 図書館ホームページによる図書・読書活動に関する情報の提供
- ・ 関係職員による子どもの読書についての情報交換

③学校等での取組

- ・ 公共図書館、公民館図書室からの推薦絵本の紹介、貸出
- ・ 図書館と連携した保護者向け子どもの読書の講座・フォーラムの開催
- ・ 団体貸出「ドリーム文庫」^{※12}の活用
- ・ 移動図書館車^{※11}の活用
- ・ 学校の教育課程における公共図書館の蔵書活用
- ・ 効果的な学校図書館運営のため、司書教諭^{※6}と学校司書^{※4}同士の連携
- ・ 公共図書館と連携した、保護者向けの子どもの本に関する講座の開催
- ・ 学校図書館年間利用計画の策定
- ・ 学校職員全員を対象とした学校図書館利用説明会の開催



出張おはなし会

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用のために必要な方策

①家庭での取組

- ・子どもに合った図書の選び方の学習
- ・各種読書活動推進行事等への積極的参加

②地域での取組

- ・おはなしボランティア養成講座の開催
- ・学校図書ボランティア養成講座の開催
- ・司書の専門研修への派遣
- ・保護者向けの子どもの図書の選び方講座の実施
- ・学校司書・司書教諭からの業務相談受付、アドバイスの提供

③学校等での取組

- ・保育所・幼稚園職員の読書活動推進研修会等への積極的参加
- ・保護者会での読書活動推進の啓発
- ・保護者による読み聞かせボランティアの要請と活動支援・指導
- ・司書教諭を中心とした全教員対象の学校図書館校内研修の実施
- ・学校司書の研修等への派遣
- ・学校図書ボランティアの活用と指導



中学生ボランティア活動



ボランティア養成講座



第3章 第三次子ども読書活動推進計画の基本方針と取組

1. 基本方針

本宮市教育振興基本計画（第2期計画）では、基本理念「笑顔あふれる共育のまちもとみや～夢・生きがいを持ち、共に育み、共に育つ教育を目指して～」の実現に向け、幼児教育、学校教育、生涯学習の場において発達段階に応じた読書習慣を形成するため、読書活動を重要視しています。

第三次計画では、第二次計画における課題等を検証した上で、国において策定された「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策である子どもが発達段階に応じた取組みにより読書習慣を形成することを目標とし、そのために、家庭・学校・地域等において取り組む方針を掲げ、相互の連携強化を図ります。

2. 基本方針の取組

基本方針1 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

読書は、子どもの成長過程において、計り知れない役割を果たしています。子どもが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、乳幼児期、少年期、思春期、青年期とそれぞれの成長過程で読書の楽しさを知ることができる機会の提供と充実に努めます。

(1) 読書環境の整備

子どもの読書は、家庭・学校・地域とさまざまなところで行われます。

また、子どもの読書活動と一口に言っても、読書をする以前の乳幼児期の「ことば

の習得」のための読み聞かせやお話（ストーリーテリング^{※1}）を聞く「耳からの読書」の段階から、次第に一人で読書活動を行うようになるまでもさまざまな段階があるように、子どもの読書の推進の方法にはさまざまな形があり、その提供の仕方も子どもの成長に合わせていかななくてはなりません。

「子どもの読書活動は、子どもにとって『生きる力』を育む大切なものである」という共通認識のもとに、すべての子どもがあらゆる場所で、自主的に読書活動に取り組めるよう、ハード面、ソフト面の両方で環境を整備していきます。

（2）子どもへの十分な図書提供

子どもの読書活動活性化には、対象となる図書などの資料の充実が不可欠です。

そのため、子どもたちへ平等に図書などを提供することのできる公共図書館や学校図書館は、子どもが家庭や地域そして学校で、子どもたち個々の興味や関心を引き出すことのできる魅力的で良質な図書などを豊富に準備して提供することが必要です。

また、公共図書館・公民館図書室は、社会的・文化的不平等や格差を解消し、平等な学習機会を提供する生涯学習の中核的施設でもあります。この機能をさらに高めるために、図書資料などをより充実させていきます。

（3）発達段階に応じた読書活動の支援計画づくり

子どもの読書活動は、発達段階を考慮に入れる必要があります。子どもの成長や発達段階に合わせた読書活動支援のための計画をたて、それぞれの発達段階において図書に親しむことのできる支援を行います。

（4）資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

子どもたちに、良質の図書を提供し続けるためには、「公共の図書」を地域的格差が生じないように配慮しながら提供することが大切になります。そのためには、ネットワークシステムの効果的な活用と、子どもたちが集う機関や場所などへの団体貸出、移動図書館車^{※11}の運用及び、子ども文庫や地域文庫、病院への貸出など、きめ細かい「公共の図書」の提供が必要です。

子どもが図書に親しめるよう、「いつでも、どこでも、子どもが図書に親しめる提供計画（仮称）」を作成します。

基本方針2 家庭・学校・地域等の社会全体での取組の推進

子どもの読書活動は、家庭、学校、地域等がそれぞれの役割を果たし、そのうえで連携してこそ、その効果を発揮します。子どもの成長にとって読書が不可欠であるという共通認識のもと、社会全体で子どもの読書活動を支援していく必要があります。

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動の推進及び読書習慣形成の基礎は、家庭にあります。

子どもにとって、もっとも身近な存在である保護者が、読書の重要性を理解し、子どもと一緒に読書の楽しみを分かち合い、読書に親しむことが大切です。

公共図書館・公民館図書室、保育所・幼稚園・学校、児童館など子どもに関わるすべての施設においては、子どもの読書の重要性を認識し、そのことを保護者に情報提供・周知することが重要です。そのため、関係機関は定期的なおはなし会や講座・フォーラムなどを通じて、読み聞かせを実施したり、児童書についての情報を提供したりしながら、読み聞かせの大切さ・意義について保護者に広く普及を図ります。

また、一人で読書ができるようになっても「家族読書」(家庭で一定の時間親子で読書を楽しむ時間をもうけること)などを普及させ、親子のコミュニケーションを図り読書習慣を形成できるよう推進します。

(2) 学校等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期から読書の楽しさを知ることができるよう、保育所・幼稚園等においては、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を積極的に行う必要があります。そのため、保育所・幼稚園などでは読み聞かせやおはなし会、アニメーション^{※3}などの開催を推進するとともに、保護者に対し読み聞かせの大切さや意義を広く普及する活動を行います。

学校においては、子どもの読書習慣を形成していく上で、学校や教員の果たす役割が大きいことを踏まえ、学校図書館の活用を中心に、発達段階に応じた体系的な読書指導を行い、すべての子どもの読書活動を支援するなど読書指導を充実させます。その際の留意点は、読書の量だけを増やすことを目的とするのではなく、読書の質を高めていくことを目的とします。そのため、児童書や子どもの読書に対する専門的見地を持つ公共図書館等から指導・助言・支援及びボランティアなどの外部からの人的支援などを積極的に受け入れます。

(3) 地域における子どもの読書活動の推進

公共図書館や公民館図書室は、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たしていくため、資料及び人材を充実させていく必要があります。また、子どもの読書のために活動している民間団体（地域文庫、読み聞かせサークル、語りの会等）を把握し、それらの団体の活動への支援や協力ができる体制をつくっていきます。

(4) 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制

子どもや読書に関わる組織・団体・関係機関（保育所・幼稚園・学校・文庫・児童館・子ども館・ボランティアなど）と公共図書館・公民館図書室が、情報を交換できる体制をつくり、連携・協力して子どもの読書活動を推進していきます。

基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実及び地域における連携を推進していくには、活動の中心となる人材を育て、その能力を十分に活かせる環境を整えることが必要です。

子どものいる家庭の保護者や保育所・幼稚園、学校、公共図書館・公民館図書室などの職員はもちろん、子どもたちと関わりを持つ人たちに読書の大切さを知ってもらうための機会の提供、さらには、おはなし会や読み聞かせができる読書活動ボランティア等の育成と活用に努めます。

(1) 専門職員体制の充実

図書館の司書は、職務内容からその専門性が問われます。特に、児童サービス^{※5}に関しては、「子どもと図書を結びつける」という重要な職務を担う専門性が要求されます。それは、図書そのものに深い知識と理解が不可欠である上に、相手となる子どもの心理や趣向、そして発達段階なども考慮し本を提供することから、経験やその資質が必要とされます。

さらに、子どもの読書を推進する上で、関係機関との調整、図書の紹介、読み聞かせやおはなし会のアドバイス、図書の選書などは、司書が担うため、専門司書の育成と配置は重要な環境整備となります。

また、専門司書は、さまざまな子どもの読書活動の場へ出向き、読書指導や情報提供、アドバイス及び広報活動などを行い、地域における子どもの読書活動の活性化のための中心的役割を担います。

(2) 学校司書の配置と学校図書館の充実

学校図書館には、読書の楽しさやすばらしさ、図書を使って調べ、学ぶことを教える大人の存在がきわめて重要となります。図書の世界への案内役となる専門的な知識・技能を持った職員を配置することで、学校図書館の本来の目的である「読書センター」「学習・情報センター」という機能を果たすことができます。そのためには、学校図書館運営を担当する司書教諭^{※6}配置に加え、学校図書館に関する業務を担当する職員である学校司書^{※4}を配置し、司書教諭や公共図書館等と連携しながら多様な読書活動を企画・運営し、学校図書館サービスの改善と充実を図ることが必要です。特に、公共図書館・公民館図書室及び学校図書館ネットワークシステム^{※14}をさらに充実させるため、学校の窓口となる人材が必要となることから、現在配置している学校司書の効率的な活用を図ります。

(3) 読書ボランティアの支援・連携

子どもの読書活動をより積極的に行うため、すでに活動している読書ボランティアへの支援と連携は重要になります。そのために、草の根で活動しているボランティアを把握し、公共図書館・公民館図書室などのボランティア登録制度への人材の登録と活用に努めます。さらに、現在活動している読書ボランティアに対しては、子どもの本についてより深く学び、活動に役立てられる研修会などを開催し、スキルアップに努めます。また、新しい人材を育成していくために、読書ボランティア養成講座等を開催し、読書活動の支援を必要とする場への派遣につなげていきます。



第三次本宮市子ども読書活動推進計画

基本方針

1. 子どもの発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

- 1 読書環境の整備
- 2 子どもへの十分な図書の提供
- 3 発達段階に応じた読書活動の支援計画づくり
- 4 資源共有化による市内全域への平等なサービス計画づくり

施策

- 1 家庭における子どもの読書活動の推進
- 2 学校等における子どもの読書活動の推進
- 3 地域における子どもの読書活動の推進
- 4 子どもに関わる組織・団体・関係機関との協力・連携体制

2. 家庭・学校・地域等を通じた社会全体での取組の推進

3. 子どもの読書活動を支える人材の育成と活用

- 1 専門職員体制の充実
- 2 学校司書の配置と学校図書館の充実
- 3 読書ボランティアの支援・連携

〈公共図書館〉

- ・ 良質な本を確保・提供するための児童図書購入費の十分な確保
- ・ 発達段階に合わせた各種おはなし会、読書教室、読書会の開催
- ・ 図書館体験・司書体験講座の実施
- ・ 企画展・推薦図書等展示による本の紹介
- ・ 保護者・利用者向け子ども読書フォーラムの企画・開催

主な具体的施策

〈公共図書館〉

- ・ 保護者向け子ども本の選び方講座の企画・開催
- ・ 読書感想文・読書感想文コンクールの開催
- ・ 保育士・幼稚園教諭、司書教諭等への研修会の企画・実施
- ・ 読書活動ボランティア・おはなしボランティアなどの個人・団体との連絡・連携
- ・ 新刊案内、各種推薦図書リストの作成・配布
- ・ 図書館ホームページによる図書・読書活動に関する情報提供

〈幼稚園・保育所〉

- ・ 公共図書館・公共図書室からの本についての情報提供
- ・ 子どもに合った図書の選び方の学習
- ・ 団体貸出「ドリーム文庫」の活用
- ・ 移動図書館車の利用拡大

〈学校〉

- ・ 学校の教育課程における公共図書館の蔵書活用
- ・ 効果的な学校図書館運営のため、司書教諭と学校司書との連携

- ・ 学校図書館の蔵書内容点検、適切な選書、執行計画の策定
- ・ 司書教諭研修会への参加
- ・ 司書・学校司書・司書教諭による情報交換会の開催

〈その他の施設等〉

- ・ スクールネット活用による図書・読書活動情報の発信
- ・ その他施設等
- ・ 関係職員による子ども読書についての情報交換及び研修会等の開催
- ・ 保健課事業「パパママ教室、乳幼児健診等との連携による家庭での読み聞かせの啓発活動

〈公共図書館〉

- ・ 読書活動ボランティアの養成講座の開催
- ・ 専門研修会等への司書(学校司書)の派遣
- ・ 保護者向け子ども本の選び方講座の企画・開催
- ・ 各種推薦図書、児童図書受賞作品等の情報提供
- ・ 生涯学習事業での子ども読書に関する啓蒙活動
- ・ 学校司書・司書教諭からの業務相談受付、アドバイスの提供

〈幼稚園・保育所〉

- ・ 幼稚園・保育所職員の読書活動推進研修会等への積極的参加
- ・ 保護者会での読書活動推進の啓発
- ・ 保護者による読み聞かせボランティアの養成と活動支援・指導

〈学校〉

- ・ 教職員対象の学校図書館利用説明会の開催
- ・ 学校司書の研修等への派遣
- ・ 学校図書ボランティアの養成、支援、連携



第4章 施策の展開

1. 家庭での取組

子どもの読書習慣の形成及び自主的な読書の実践の基礎は、家庭にあります。

保護者が読書の重要性を理解し、子どもに絵本などの読み聞かせをしたり、子どもと一緒に読書を楽しむ時間を設けたりすることが重要です。

公共図書館等では、児童書等の情報提供をするとともに、おはなし会などを実施し、家庭での読書を推進します。

- ・家庭での読み聞かせの推進
- ・ブックスタート^{※8}事業などを通じて家庭で本に触れられる環境づくり
- ・図書館の利活用の広報
- ・親子で参加できるおはなし会、読書会、ブックトーク^{※2}などの開催、参加
- ・家庭内での読書（家族読書）の実践
- ・家庭でのメディア時間の制限（ノーメディアタイム、ノーメディアディ）等の設定
- ・公共図書館・公民館図書室からの本についての情報提供
- ・おはなし会など図書館事業の広報
- ・読書フォーラムへの参加
- ・子どもに合った図書の選び方の学習
- ・各種読書活動推進事業等への積極的参加



ブックスタート

2. 学校等での取組

【保育所・幼稚園】

就学前の子どもたちが、「おはなし」を聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるためにも極めて重要なことです。

保育所・幼稚園においては、子どもたちが本に親しみふれる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現に努めます。

- ・教育・保育現場における絵本、紙芝居等の積極的活用
- ・園内、所内の絵本コーナーの充実
- ・おはなし会、出張おはなし会^{※10}の定期的開催
- ・家族読書の広報・啓発
- ・保護者向けの読み聞かせ講座の開催
- ・保育士・幼稚園教諭対象の絵本講座の開催、情報交換会の開催
- ・移動図書館^{※11}の利用推進
- ・保育所・幼稚園職員の読書活動推進研修会等への積極的参加
- ・保護者会での読書活動推進の啓発
- ・保護者による読み聞かせボランティアの養成と活動支援・指導
- ・移動図書館の活用拡大



英語のおはなし会

【学 校】

学校においては、学校図書館の有効利用と読書活動の積極的推進により、子どもたちの読書習慣の確立を目指します。公共図書館と学校図書館のネットワークを更に充実し、公共図書館からの学校図書館支援及び連携によりサービスの向上に努めます。

- ・子どもの発達段階に応じた読書指導計画の策定、実施
- ・団体貸出「ドリーム文庫」^{※12}の活用
- ・出張おはなし会^{※10}の開催
- ・全学年を対象としたブックトーク、ストーリーテリング^{※1}などの実施
- ・朝の読書活動の推進と家族読書の広報・啓発
- ・授業での学校図書館活用と資料提供
- ・司書・学校司書・司書教諭による情報交換会の開催
- ・学校図書館ネットワークシステム^{※14}の利活用
- ・学校司書の適切な配置、研修の充実
- ・学校図書ボランティアの養成、支援、連携
- ・支援学級の児童生徒への読書指導や資料提供
- ・スクールe-ネット^{※15}活用による図書・読書活動情報の発信
- ・保護者会、PTA行事における読書に関する出前講座の開催
- ・コミュニティスクールにおける読み聞かせ、読書活動の普及
- ・学校図書館の地域開放、保護者への貸出
- ・教職員対象の学校図書館利用説明会の開催
- ・学校図書館の蔵書内容点検、適切な選書・執行計画の策定
- ・司書教諭研修会への参加
- ・公共図書館・公民館図書室からの推薦絵本の紹介、貸出
- ・図書館と連携した保護者向け子どもの読書の講座・フォーラムの開催
- ・学校の教育課程における公共図書館の蔵書活用
- ・効果的な学校図書館運営のため、司書教諭と学校司書同士の連携
- ・公共図書館と連携した、保護者向けの子どもの本に関する講座の開催
- ・司書教諭を中心とした全教員対象の学校図書館校内研修の実施
- ・学校司書の研修等への派遣

3. 地域での取組

家庭・学校等への人的、物的支援体制の強化、保護者・教職員との情報ネットワーク形成、専門職の体制強化、読書ボランティアの養成と支援、読書の街づくりの環境整備や総合的な子どもの読書活動支援計画作成と実施に努めます。

【公共図書館・公民館図書室】

子どもたちが公共図書館や公民館図書室に求めるものは、興味や関心など発達段階によってさまざまです。

子どもたち一人ひとりの要望に応えられるように、幅広い資料の収集と見やすく探しやすい書架づくりや展示、親しみやすい雰囲気づくりなど、数多くの図書にふれる機会と環境を提供します。

また、「おはなし会」や「特別企画展」等の事業を通して、一人でも多くの子どもたちが公共図書館や公民館図書室に足を運ぶことにより、公共図書館や公民館図書室を身近に感じてもらうとともに、さまざまな分野の図書にふれることで、新しい発見や幅広い読書活動に親しむ機会と空間を提供します。

- ・ 良質な本を確保・提供するための児童図書購入費の十分な確保
- ・ 発達段階に沿った読書支援計画、子どもが本に親しめる提供計画の策定、実施
- ・ 発達段階に合わせた各種おはなし会、読書教室、読書会の開催
- ・ 図書館体験・司書体験講座の実施
- ・ 移動図書館体験の実施^{※11}
- ・ 「読書の街もとみや」キャラクターの活用^{※16}
- ・ 企画展・推薦図書等展示による本の紹介
- ・ 新刊案内、各種推薦図書リストの作成・配布
- ・ 読書感想文・読書感想画コンクールの開催
- ・ ビブリオバトル^{※17}（知的書評合戦）の企画・開催
- ・ ネットワークシステムの利活用及び周知
- ・ 妊婦検診、乳幼児健診などにおけるブックスタート等の開催^{※8}
- ・ 保護者向け子どもの本の選び方講座の企画・開催

- ・保護者、利用者向け子どもの読書フォーラムの企画・開催
- ・生涯学習事業（家庭教育・青少年教育）での子どもの読書に関する啓蒙活動
- ・保育士、幼稚園教諭、司書教諭等への研修会の企画・実施
- ・各種推薦図書、児童図書賞受賞作品等の情報提供
- ・読書活動ボランティアの養成講座の開催
- ・読書活動ボランティア、おはなしボランティアなどの個人・団体との連絡・連携
- ・図書館ホームページによる図書・読書活動に関する情報提供
- ・司書組織の再編（司書としての業務・組織の見直し）
- ・専門研修会等への司書（学校司書）の派遣
- ・学校司書・司書教諭からの業務相談受付、アドバイスの提供

【その他の施設等】

えぼか（本宮市民元気いきいき応援プラザ）等で実施される乳児健診や1歳6か月児健診や3歳児健診を活用して、受診する親子に乳幼児期の絵本の読み聞かせの大切さを啓蒙します。また絵本を提供して、家庭での絵本の読み聞かせの実践と子どもの読書習慣形成を促します。

このほか、児童館、育児サークル、放課後児童クラブなどへの出前おはなし会や推薦図書の団体貸出などを行います。

- ・保健課事業パパママ教室、乳幼児健診等との連携による家庭での読み聞かせの啓発活動
- ・出前講座、出張おはなし会の開催（えぼか、児童館、育児サークル、放課後児童クラブ等）
- ・推薦図書の団体貸出（各施設、団体へ）
- ・関係職員による子どもの読書についての情報交換及び研修会等の開催

4. 第三次計画の数値目標

計画の進捗状況を把握するため、本市の現状と第二次計画の成果と課題を踏まえ、以下のとおり第三次計画の数値目標を設定します。

【第三次計画の数値目標一覧】

	目標項目	実績(2018年度)	目標(2023年度)
1	図書館・図書室・移動図書館車の児童図書蔵書数	50,148 冊	55,000 冊以上
2	図書館からのドリーム文庫貸出数(延べ冊数)	19,470 冊	20,000 冊以上
3	図書館からの調べ学習支援貸出数	1,658 冊	2,000 冊以上
4	家庭での読み聞かせ実施率(1歳6か月児)	98%	100%
5	家庭での読み聞かせ実施率(3歳児)	95%	100%
6	家庭での読み聞かせ実施率(5歳児)	新規	80%以上
7	学校図書館の蔵書数(全体)	68,002 冊	78,000 冊以上
8	読み聞かせ・おはなし(語り)を実施している学校の割合	70%	100%
9	1か月にまったく本を読まない児童の割合(小学生)	0.9%	0%
10	1か月にまったく本を読まない生徒の割合(中学生)	1.7%	0%
11	1か月の読書冊数(小学生)	平均 9.2冊	平均 10冊
12	1か月の読書冊数(中学生)	平均 3.2冊	平均 4冊
13	読書が好きと答える児童の割合(小学生)	53.4%	80%
14	読書が好きと答える生徒の割合(中学生)	50.6%	60%



第5章 推進体制

1. 読書活動推進に係る基本的な考え方

子どもの読書活動は、第二次本宮市子ども読書活動推進計画に基づき、保育所・幼稚園、学校等でそれぞれ展開されてきましたが、全市一体の活動には至っていません。

読書活動の推進は、家庭・学校・地域、行政及びボランティア等の関係団体が連携しながら、推し進める必要があります。そのためには、それぞれがもつ読書活動の情報を共有し、活用することが均衡のとれた推進体制へとつながります。

そのため、本宮市教育委員会を中心に、図書行政の諮問機関である「本宮市図書館協議会」、並びに、保育所・幼稚園・学校等の「本宮市保育所・幼稚園・学校図書担当者会議」等またそれぞれの専門会議等の意見をうかがいながら、第三次計画の推進に努めます。

さらに、必要に応じて公共図書館が推進役となり、民間団体、ボランティア団体、その他の団体・施設との連絡・調整を図りながら、円滑な計画推進に努めます。

子どもの人格を形成する上で、読書が大切であることを啓蒙することは、家庭での読書の推進につながります。子どもに関わる各施設は、機会があるごとに読書の大切さを保護者や子どもに伝えることが必要です。

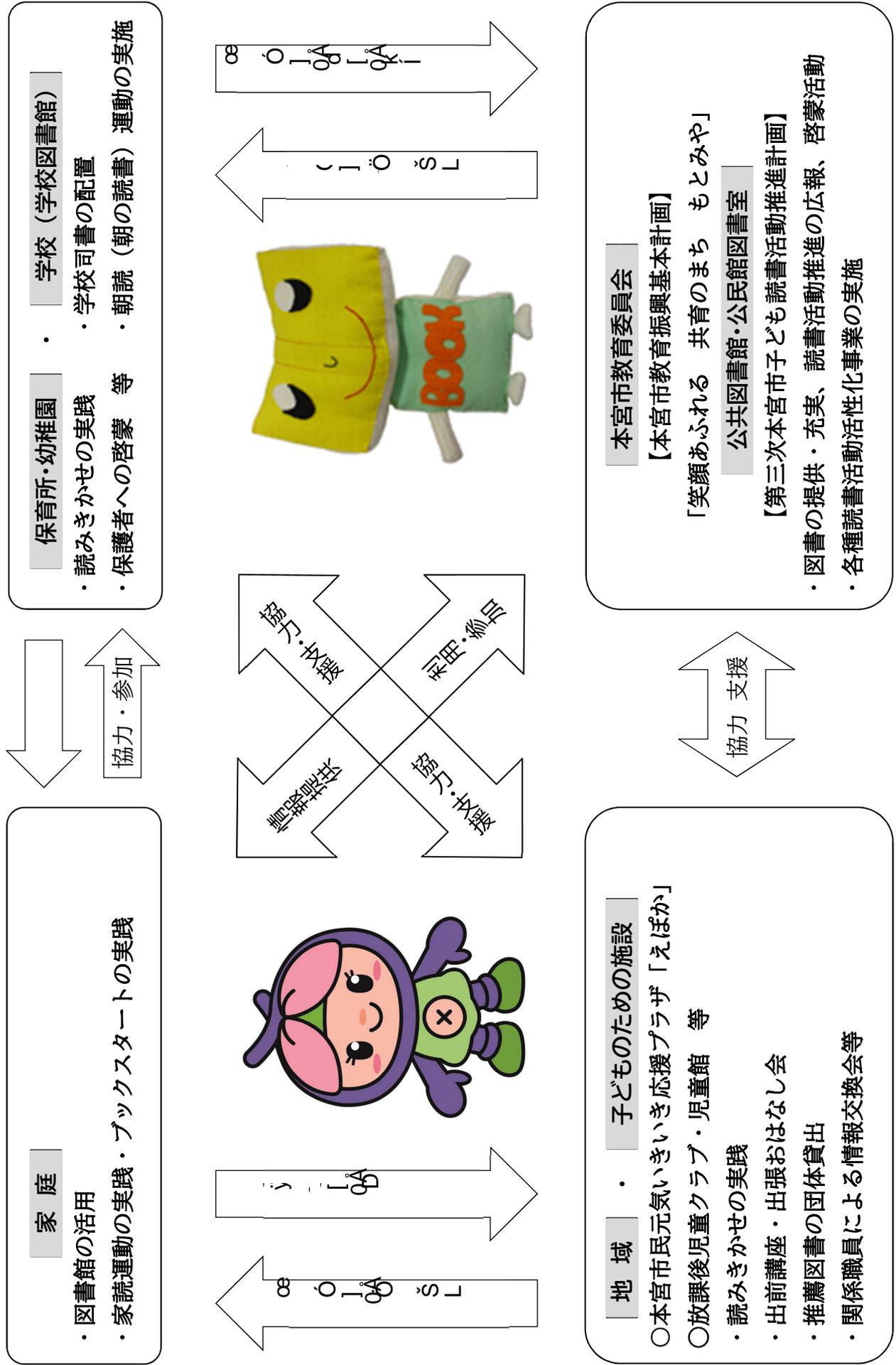
関係団体・施設は、それぞれが読書活動推進について努力するとともに、相互に連携することにより推進体制を築き、健やかな子どもの成長のために積極的な読書活動の推進に努めます。

2. 読書活動推進に係る体制図

31 ページ「読書活動推進に係わる体制図」のとおり。



読書活動推進に係る体制図



【用語解説】

※1 ストーリーテリング

公共図書など図書館員が、子どもたちにお話を語り聞かせること。伝えたい思いなどを体験談やエピソードなどを利用して、聞き手に強く印象付けること。

※2 ブックトーク

図書館員が子どもや成人の集団を対象にして、何冊かの本の内容を紹介すること。本の内容について簡潔に語ることによって、聞き手の読書意欲を起こすようにすること。

※3 アニマシオン(読書へのアニマシオン)

スペインのマリア・モンセラ・サルト氏によって考案された、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、読む力を引き出すために開発された読書教育。物語などの中にわざと間違いを入れて読み聞かせたうえで、間違いを探させたり、あらすじをクイズにして出題したりして、読解力、コミュニケーション能力を養うことを目指す。アニマシオンは、ラテン語のアニマ(魂・生命)に端を発し、人間の魂・生命を活性化するという意味。

※4 学校司書

学校図書館の事務的、専門的業務に携わっている事務職員の総称。日常の学校図書館サービスにあたる司書資格を持つ職員などのこと。

※5 児童サービス

図書館が提供するサービスの中で、特に幼児から中学 1 年生程度を対象とするもの。文字や本に初めて接する年代でもあり、この時代の体験が生涯の読書習慣の形成や、図書館利用に大きな影響を与えるとされている。

※6 司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、学校教育の重要な一部分を担う者であり、教諭であることが前提とされているために特に司書教諭と名づけられている。

※7・8・9 プレブックスタート、ブックスタート、ブックスタート・プラス

ブックスタートは、自治体の乳幼児健診などで、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本をプレゼント」する事業で、1992 年イギリスで始まった活動。

本宮市では、子どもの育ちに合わせた読み聞かせの普及活動として、4か月児健診ではわらべうたの普及などを行う「プレブックスタート」を実施し、10 か月児健診では「ブックスタート」を、1 歳 6 か月児健診と 3 歳児健診ではブックスタート後のフォローアップとして「ブックスタート・プラス」を行っている。

※10 出張おはなし会

図書館内ではなく、子どものいる施設(保育所・幼稚園・学校等)へ司書やボランティアが出向いて、読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリングなどを行うおはなし会のこと。

※11 移動図書館

図書館施設の十分でない地域へ、自動車などを用いて図書や職員を乗せ、定期的に巡回し、移動して図書貸出等のサービス機能を果たす図書館。

※12 団体貸出「ドリーム文庫」

「ドリーム文庫」は、あらかじめ登録された団体(市内保育所・幼稚園・学校等)に対して、定期的に団体貸出を行っている。

※13 レファレンス(レファレンス・サービス)

利用者が学習・研究・調査等で必要な情報や資料を求めたとき、図書館員がその情報や資料について、検索・提供・回答などを行うサービス。貸出と並んで図書館の利用サービスの中心となる業務。

※14 学校図書館ネットワークシステム

本宮市では平成24年度に構築した公共図書館システムと学校図書館システムを結ぶ相互の蔵書検索、予約、貸出、返却が可能なネットワークシステム。

※15 スクールeネット

本宮市教育委員会が管理するインターネット上のサイトで、市内の保育所・幼稚園・小中学校の教育活動が閲覧できる。

※16 「読書の街もとみや」キャラクター

第一次本宮市子ども読書活動推進計画の施策の一環で、平成19年に行った「マスコットキャラクターの公募(小学生対象)」において決定したキャラクター。

名称は「本夢(モトム)くん」で、子どもの読書活動推進の象徴として、市内の児童・生徒に広く知られている。

※17 ビブリオバトル(知的書評合戦)

参加者同士で本を紹介し合い、最も読みたいと思う本を投票で決める催し。2007年京都で始まった活動。



第三次本宮市子ども読書活動推進計画

平成31年7月

発行 本宮市教育委員会

編集 本宮市教育委員会生涯学習センター

〒969-1129 福島県本宮市本宮字矢来39番地1

TEL 0243-33-2611

事務局 本宮市立しらさわ夢図書館

〒969-1203 福島県本宮市白岩字堤崎500番地

TEL 0243-44-2112